

〔14〕建築物の設備

①採光と換気

住む人の健康上、衛生上などのために居室には、自然の光を取り入れること（採光）と室内の汚れた空気を入れ換えること（換気）が必要です。

住宅の居室の採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積の $1/7$ 以上が必要です。なお、窓面と隣地境界との距離が少ないときは、有効な採光の窓と認められません。

居室の換気のための有効な面積（開口部）は居室の床面積の $1/20$ 以上が必要です。ただし、換気設備があって衛生上支障がなければ、その割合によらないことができます。

火を使用する台所などに、換気扇等を設ける場合には、給気口のことも配慮してください。12 kw 以上の火気を使用する調理室、あるいは 6 kw 以上の火気を使用するその他の部屋には、異常燃焼を生じさせないよう一定基準を満たした換気扇等を設けなければなりません。なお 12kw 以下の火気を使用する室でも開口部により換気設備が必要になります。

②内 装

ガス器具・コンロ等を使用する部屋（台所・湯沸室・浴室など）は、天井、壁などの仕上げに燃えにくい材料（準不燃材料（不燃材料を含む））を使用しなければなりません。

③シックハウス対策

居室を有する建築物は、建築材料などから発散するホルムアルデヒド対策として、以下の措置が必要となります。

- ・ホルムアルデヒド発散量に応じた内装材料の使用面積制限
- ・換気設備の設置
- ・天井裏や小屋裏などからの発散の防止

また防蟻剤などとして使用されていたクロルピリホスを添加した建築材料は使用することができません。

④住宅用火災警報器の設置

専用住宅、店舗併用住宅の住宅部分、マンションやアパートなどの共同住宅の住宅部分には火災警報器の設置が必要です。

設置する場所は、寝室、子供部屋、台所などのほか、これらの部屋がある階の階段の踊り場に設置します。設置位置は、天井又は壁です。

（注）既存の住宅についても火災報知器の設置が必要です。

火気を使用する室の換気、仕上図

